

令和7年10月から「教育訓練休暇給付金」が創設されます

スキルアップやリスキリングに取り組もうとする勤労者が利用できる新しい制度が、本年10月に創設されます。

「スキルアップしたいけど、仕事と資格の勉強を両立させるのは難しい」「資格取得のために会社を休んで通学すると、その間の給料が不安」と思ったことがある方などにご検討いただきたい制度が「教育訓練休暇給付金」です。

この制度は、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

たとえば、以下のようなケースで教育訓練休暇を取得した場合に教育訓練休暇給付金を活用できます。

・外国企業とのコミュニケーションが必要となる部署への異動を希望し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース

・IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース

詳しくは次のサイトをご参照下さい：

<https://romsearch.officestation.jp/news/51031>